

## 研修報告

### MSW の仕事紹介 研修報告

- ◆ 実施日時：2021 年 8 月 1 日から 2022 年 7 月 31 日
- ◆ 目的：MSW のことをよく知らない学生等に MSW や保健医療機関について紹介し、関心を持ってもらう
- ◆ 方法：You tube によるオンデマンド配信
- ◆ 研修内容

当協会のホームページ「MSW を目指す皆さんへ」に、MSW の仕事紹介動画 3 本（急性期病床編、回復期病床編、診療所編）を一般公開した。1 本 15 分程度で、主な内容は① MSW の自己紹介、②MSW の一日の業務の流れ、③業務内の 1 シーンの紹介、④自らの MSW としての仕事についてのシンプルな解説、⑤MSW のやりがい・魅力、私が MSW を目指したきっかけ、学生へのメッセージ、などである。

2022 年 3 月末現在、急性期病床編の紹介動画の視聴回数 1000 回を超え、回復期病床編及び診療所編の動画も 400-500 回程度見られている。本動画は、愛知県内の社会福祉士養成校（大学や専門学校）などに紹介し、また日本ソーシャルワーク教育学校連盟（ソ教連）を通じて全国の社会福祉士養成校にも広報した。その結果、複数の学校の授業等で取り上げられ、実習や就職活動の指導などに用いられている。この動画は、新型コロナウイルス感染症の影響により、実習内容が限定されたり、実習の機会自体がなくなり学校でのプログラムに振り替えられたりする中で、学生が MSW の仕事を理解することに大きく貢献しているといえる。

ご協力いただいた皆様、ありがとうございました。

学生研修委員会委員長 大賀有記



## 研修報告

### MSW フェア 2021 研修報告

- ◆ 実施日時：2022年3月12日（土）13：00-16：10（途中参加、途中退出可。）
- ◆ 目的：現役の医療ソーシャルワーカーが MSW に関心のある学生等（高校生以上の学生、教職員、保護者等）に MSW の魅力や採用情報を伝える。
- ◆ 方法：Zoom によるライブ配信
- ◆ 申込学生数：63 名（内訳：大学 1 年生 14 名、大学 2 年生 15 名、大学 3 年生 34 名、その他 0 名）
- ◆ 参加機関数：15 機関

#### ◆ 研修内容

申込者に事前にオンデマンド資料（各施設の紹介、MSW の魅力など）を配布したうえで、各参加機関のブレイクアウトルームで参加者と MSW が直接対話できるかたちをとった。ブレイクアウトルームは 1 回約 15 分、合計 9 回実施した。参加者は、自由にブレイクアウトルームを選択することを基本としたが、1 つのブレイクアウトルームの定員は 6 名として運営側で調整した。

#### ◆ 参加学生のコメント紹介

- ・事前に資料を送ってくださったため、準備が出来てありがたかったです。質問時間を長くとってくださったので深掘することが出来ました。
- ・貴重な話が聞いてよかったが、全部のブレイクアウトルームに行きたかった。
- ・普段の MSW の仕事の流れだけでなく新人の仕事の流れなども聞くことができたのでとても良かったです。採用の話や面接でどのようなところに注目をするのかについても聞くことができたのでとても参考になりました。

#### ◆ 参加機関のコメント紹介

- ・学生さんも就職希望の方から MSW の仕事を知りたいという 1, 2 年生の方まで様々な方と話ができ、とても良い機会となりました。今の学生さんがどういったことに興味を持っているのか、知りたいのかも少し分かったので、来年以降はその部分を発表に生かせるといいなと思いました。
- ・最初、操作の関係でバタバタしたようでしたが、おおむねうまくいったように思います。

今回 Zoom 操作が複雑化したことに伴い、開始時間が遅れ、スケジュール変更を余儀なくされました。柔軟に対応していただいた参加機関の皆様に御礼申し上げます。

ご参加いただいた皆様、ご協力いただいた皆様、ありがとうございました。

学生研修委員会委員長 大賀有記

## 研修報告

### 『新任者養成研修⑥～⑧』

#### 【新任者養成研修⑥】

◇研修日：2021年12月18日（土）

◇テーマ：『面接技術 1・2』

◇講師：半田市社会福祉協議会 加藤 昭宏氏

◇アンケート コメント紹介

- 「バイスティックの7原則の重要性について改めて学びました。非言語的なコミュニケーションは今まで苦手でしたが、効果についても学ぶことができてよかったです。ラポールの形成するためには、小手先だけの知識ではなく、ソーシャルワーカーとしての基本的姿勢が大切であることが分かりました。」
- 「面接における基本的な心構えや相手が答えやすい質問のスキルなど、すぐに実践に結びつけることができる内容でした。質問の仕方については、書籍などを読み日々研究を重ねていますが、今回、自分以外の方が意識していることや、実際の受け答えをどうしているのかなどを知る機会を頂けたことは大変貴重でした。日々の業務の忙しさで、つい対面型の支援のような対応になりがちですが、伴走型の支援を心がけていきたいです。」

#### 【新任者養成研修⑦】

◇研修日：2022年1月15日（土）

◇テーマ：『医療機関機能別専門知識 1～4』

◇講師：メイトウホスピタル（回復期・地域包括ケア） 石川 真弓氏  
 さとう病院（療 養） 大澤 敬太氏  
 江南厚生病院（緩和ケア） 石田 宏氏  
 星ヶ丘アメニティクラブ（老 健） 石川 将弘氏

◇アンケート コメント紹介

- 「病院の機能や役割について、詳しく知ることができてよかった。それぞれの病院が果たしている役割と患者さんの状態やニーズに合わせて、転院先の選定を行い、転院相談を行っていきたいと思った。転院先の人困らないように、急性期の段階から患者さんのニーズや生活状況を把握し、転院先を退院した時までの見通しをつけて、転院相談を行っていきたいと思った。」
- 「改めて各病院や施設の機能を学び直してみると、細かいことがあまり理解できないまま退院支援をしていたところがあったなと痛感しました。患者さんやご家族が何を求めているのか、今後の生活をどう送りたいのか、その中で何が課題となってくるのか患者さんやご家族と一緒に考えながら、その思いにあった病院や施設の提案をできるよう改めて退院支援の在り方を考え直すきっかけとなりました。」

#### 【新任者養成研修⑧】

◇研修日：2022年1月29日（土）

◇テーマ：『自己覚知』『身寄りのない人への援助』

◇講師：大学非常勤講師 加藤 良子氏、江南厚生病院 川本 崇人氏

◇アンケート コメント紹介

- 「自己覚知、日々の業務で対象者や職場の方々と向き合う時、自分の感情や思考など客観視・意識しづきを深めていけたらいいなと思いました。身寄りのない人の支援には大変興味があり参考になりました。経験しながら学んでいきたいです。」
- 「エゴグラムを用いた自己覚知は自分のことがよく知れました“自分がこのような言葉掛けをよく使うが、対人援助の場面ではこのような言葉掛けに変えよう”というのが見えてきました。また、保証人問題では、ソーシャルワーカーがどのような立ち位置で身寄りのない人の支援を行うのかを改めて考え直せました。」

## 新任者養成研修会⑥～⑧を振り返って

委員長 外山弘幸

2021年度の新任者養成研修委員会も無事に8回の全日程を終えることができました。YouTubeにより、それぞれの研修日から2022年2月12日まで配信し、視聴回数が増加するたびに目の前にはいない受講生が様々な時間帯で繰り返し受講していることを知ることができました。また感想からもどのように感じたのか、資料や内容の難易度など運営側として把握することができました。ただ、申し込みをしながらアンケート入力一度もない受講生も多くみえ、アンケート記載の時間がとれないからなのか、認定医療ソーシャルワーカーを検討していないからなのか、理由を確認することもできず、オンラインの限界も感じました。また、通常の参集型では、受講生同士のつながりも生まれ仲間作りの良い機会でしたがこの2年間それが叶わず、そのような場を求める声も知りつつも実施ができなかったことを申しわけなく思っています。次年度の研修においては、その点も踏まえて計画をしていきたいと思えます。

また講師の方々にはお忙しい時間にもかかわらず快くお引き受けいただき、実践場面を細かく教えていただけたと思っています。この場を借りてお礼を申し上げます。



## 研修報告

### 『研修部企画研修 ～2022年度 診療報酬改定説明会～』

- ◆テーマ : 「2022年度診療報酬改定説明会」
- ◇講師 : 岡山 幸司氏 ((株)スズケン 卸事業企画部副部長)
- ◇期間 : 2022年3月23日(水)～4月6日(水)
- ◇会場 : YouTubeによるオンデマンド配信
- ◇申し込み人数 : 235人

- ◆テーマ : 「2022年診療報酬改定詳細解説～疑義解釈も踏まえて～」
- ◇講師 : 岡山幸司氏 ((株)スズケン 卸事業企画部副部長)
- ◇研修日 : 2022年4月11日(月)～4月25日(月)
- ◇会場 : YouTubeによるオンデマンド配信

#### ◇アンケート コメント紹介◇

※一部抜粋

#### ◆内容について

- ・とても参考になった。何度も見返すことができ、ポイントも簡潔でわかりやすかった。
- ・岡山先生の研修は、何度聞いてもわかりやすいです。今後もお願いしたいです。
- ・岡山先生には、毎回わかりやすい説明と講義資料をいただき有意義な学習をさせて頂けています。また、疑義解釈のフォローアップ研修もあるとのことで、オンラインの弱みが強みに変わるように感じました。
- ・協会の研修は的が絞られているのでモチベーションを維持したまま聞くことができます。
- ・今回の改定では、社会福祉士の活躍がさらに期待されているのがわかります。ますます頑張らなければならないと感じました。
- ・地域包括ケア病床について、今回は既存の基準の引き上げだったが、今後どのような条件で見直しを図ってくるのか興味深い。外来に関しては、外来から在宅への意向について評価がなされた事が、今回改定で前向きな要素として感じられた。

#### ◆オンラインでの開催について

- ・職場でも自宅でも研修を受けられるのでとても良いと思います。さらにアーカイブ配信があるため、何度でも自分が学びたいところを繰り返し学べるので、今後もオンライン研修は活用していきたいです。
- ・隙間時間を活用することができるのでありがたい。集合研修では往復の時間などもないのでその点ではありがたい。
- ・対面並びにオンラインを含めたハイブリッド形式での研修方式は良いと考えます。コロナが終息してからも、継続可能かどうかご検討をお願い致します。

#### ◆まとめ

- ・当協会において、長年講師を務めていただいている岡山先生の講義は、今回も大変好評であったことがうかがえます。また、今回初の試みとして、疑義解釈が出たあとの解説もしていただき、さらに内容が学びを深めることができました。今後も、引き続き、診療報酬の内容・背景を理解をしたうえで、MSWの実践をより深めていくことに繋がればと思います。視聴していただいたみなさま、ありがとうございました。

研修部：大前早苗

## 研修報告

### 支援相談員基礎研修（介護保険関連研修委員会）

◇テーマ：『支援相談員のポジショニング』

- ◆講義「レジデンシャル・ソーシャルワークにおける支援相談員の実践力」  
片山 徹氏（藤田医科大学 保健衛生学部リハビリテーション学科 准教授）
- ◆シンポジウム①「支援相談員の職場づくり～働きやすい環境と部署づくり」  
花木 奈々氏（介護老人保健施設 あつたの森）
- ②「利用者、家族への直接的なアプローチの実際と課題」  
小松 ななみ氏（介護老人保健施設 かりや）
- ③「利用者、家族を取り巻く環境へのアプローチの実際と課題  
～組織内ソーシャルアクションの実践報告～」  
伊藤 隆英氏（介護老人保健施設 尽誠苑）

◇形式：YouTube によるオンライン配信

◇日時：2022年1月22日（土）～2月5日（土）

◇参加人数：51名

#### ◇アンケート コメント紹介◇

- 老健の中の相談員としての役割、クライアントに対する理解や対応、また多職種との連携や相談員自身のスーパービジョンの必要性を自分自身の現在の業務に当てはめて、再認識して見直していく必要があると感じた。シンポジウムでは事例を通して利用者やその家族とのかかわり方を聞き、正直なところ忙しさに追われて蔑ろにしていた部分もあったので、事例を聞いて自分のかかわりの部分について改めて考えていく必要があると感じた。
- 普段の業務の中で、家族の抱えている気持ちを発散できるような相談援助を行うように心がけている。今回の研修を受けて、利用者と家族をつなぐ直接的な支援だけではなく、施設内外への環境への働きかけも相談員として重要な役割だと感じた。これからもソーシャルワークの実践について研修を受けて専門職としての能力を高めたい。
- 介護施設に再就職が決まり、支援相談員の業務内容について理解が深まった。老健における役割、位置づけ、本来あるべき姿が明らかになりました。また、シンポジウムでは支援相談の実際が具体的に提示され、今後の業務に役立つ内容でした。
- 支援相談員としての自己肯定感を高めることの大切さを学びました。クリティカルパスを支援相談員が活用するというのは画期的だと思いました。早速活用したいと思います。利用者の自己決定を尊重する支援ができていくか振り返るようにしようと思います。
- 実存的、科学的レジデンシャル・ソーシャルワークの基本的な考え方を片山先生から学び、具体的な実践報告を花木先生、小松先生、伊藤先生から学ぶことができました。ソーシャルワーカーのアセスメント力の向上、サポート力の向上、ソーシャルワーカーとして働くための職場づくり、地域との関わり等、多くのことを学ぶことができました。今回学んだことは、倫理綱領と共にソーシャルワーカーとして大切にすべきことだと思いました。より良い支援ができるように今後も努力していきたいと思います。

#### 2021年度「支援相談員基礎研修」を終えて

委員長 石川将弘

今年度は、当委員会として初めてのオンライン研修の運営という点において、準備段階から中々上手く進まない点が多く大いに反省すべき課題がありました。今まで実施していた参集型の研修とは違いオンラインという形における研修の実施に当委員会として様々な苦勞の連続でしたが、YouTube 配信でも丁寧にわかりやすく伝わるように内容や構成を検討し実施することが出来たと思います。今後の研修運営において、良い経験ができたという様に考え、今後に活かしたいと思います。

## 研修報告

2021年度 学会発表支援ゼミナール⑥ 研修報告

野田智子

今年度最後の第6回ゼミナールが3月20日（土）にオンライン開催されました。

6名の受講者が、今日までに各自パワーポイントを作成し、事前に講師にみてもらいさらに修正したものを、研修会当日発表予定の学会をイメージして10分の持ち時間で発表しました。報告後、質疑応答10分、講師からのコメント最大5分の合計25分間に力を注ぎました。どの報告も、1回目からの積み重ねの中で「臨床」「研究」「教育」という3つのつながりがみえるゼミナールであったと思います。学びたいという意欲のもと、ひとりではたどり着けないところに、講師やこのゼミナールの仲間がいることで歩みを進めたことを感じます。運営側は、一歩一歩悩みながら進まれた受講生の皆様の気持ちと時間、そして成果というプロセスに「キュン」とくるものがありました。

毎回最初に1分間スピーチがあります。そこで語られるみなさんの「気持ち」が、オンラインという限られた空間の中で直線的に伝わりあういい時間です。受講生全員が「対面で1度は会いたかった」という感想が強くありました。1度も対面で会わない中での関係性のもどかしさや、もっと交流したいという気持ちを残していつも終わってしまう不全感など、いろいろ感じ合ったのではないのでしょうか。落ち着いたら必ずメンバーで集まりましょう！という希望を語り、講師の保正先生と名残惜しくゼミナールを終えました。

学会発表をすることを支援するゼミナール形式の研修会も、今回で一区切りとします。協会の会員全体に研究の入り口を学ぶ機会を提供できる企画を次年度は用意します。

このゼミナールの報告を読まれている方、今度参加しようと思っていた方、ゼミナール形式ではありませんが、「臨床」と「研究」を学ぶこと、そしてそれは「教育」につながります。ぜひまた、研修会でお会いしましょう。保正友子先生が、愛知県のMSWの皆さんの力になってくれます。

### 2021年

- 03月21日（日）14:00～17:00 「研究のいろは・研究計画書の作り方」
- 05月22日（土）14:00～17:00 「研究計画書の発表」
- 07月10日（土）14:00～17:00 「研究進捗報告①」
- 09月25日（土）14:00～17:00 「研究進捗報告②」
- 11月13日（土）14:00～17:00 「抄録報告会」

### 2022年

- ★03月20日（日）9:00～12:00 「パワーポイントの発表会」

## 高齢者問題専門職ネットワーク研修会報告

末藤和正（J A 愛知厚生連海南病院）

社会問題を多角的に捉え、専門家が連携することは重要です。高齢者問題専門職ネットワークは、愛知県弁護士会が中心となり、本会、愛知県社会福祉士会、愛知県司法書士会、愛知県精神保健福祉士会、愛知県看護協会等で構成し、研修会等を開催しています。構成団体の会員であれば、事前申込不要・直接現地・無料で参加可能です。令和4年3月26日にオンラインで開催され、各会代表者等が参加しました。今回は、「成年後見利用で失職した警備業法欠格条項は違憲（岐阜地裁、2021年10月）」について、弁護団を務めている弁護士からの報告と意見交換でした。

報告1：警備業法欠格条項違憲判決～背景と意義～ 熊田 均 弁護士/AMSW協会専門支援員法律分野  
報告2：違憲判決の内容と障害者の権利 稲垣高志 弁護士

## 本件の概要：

警備会社に警備員として採用されていた30代の軽度知的障害の男性が、親のローンを負担させられるなど等をきっかけとして、2017年2月に保佐開始の審判を受けた。その結果、警備業法の欠格事由に該当したとして、3月に雇用契約終了の通知を受けた。「本人の権利を守る為」に成年後見制度の保佐制度を利用したが、仕事を失うとの「権利を奪われる」結果が生じた。「欠格条項」のために退職を余儀なくされたことから国に損害賠償を求める訴えを起こした。

2021年10月1日の判決で岐阜地方裁判所は、「成年後見制度を利用した人を一律に排除するのは、立法府の合理的な裁量の範囲内にあると言えず法の下での平等や、職業選択の自由を保障した憲法に違反している」という判断を示した。そのうえで、「2010年に成年後見制度に関する研究会の報告で、資格制限を設ける場合は必要性を慎重に検討するとされたのに、2019年の法改正までそのままにしてきた」と指摘し、男性に10万円を支払うよう国に命じた。国は控訴している。

## 訴訟活動を支えたもの：

1. 「法律・欠格条項があるから仕方ない」ではなく、「これっておかしくない?」という疑問を素通りしなかったことが出発点。日々の業務の中での「引っかけ」に敏感でありたい
2. 会社上司も本人の警備業務に問題がないと評価し、「被保佐人の中にも警備業務を適正に行う能力のある者がいる」というフレーズが判決文に出てくる。本人が積み重ねた警備実績が大きい。能力に関係ないところで職を奪われた本人の無念さは、裁判所にも理解されたものと思う
3. 弁護団が本人の理解を確かめながら情報提供し、手続上の選択を要する場面が複数あった。後見センター（保佐人）の担当者の、本人との信頼関係に根差した仲介・意思決定支援は大きかった

## 所感：

本人の能力の有無を問わず一律に障害者等を排除する規定は今も多くあり、我々専門家は、国に改善を求めるとともに、個々の実践においても丁寧に支援する必要がある。

◆次回の予定（詳細は、会報・ホームページ等で案内予定です）

日 時：令和4年7月9日（土）午後1時～午後3時 オンライン開催

テーマ：（未定）